

名護市教育委員会議事録

会議名	第 300 回名護市教育委員会定例会		
開催日時	令和 2 年 10 月 9 日（水） 開会 16：30 閉会 17：30		
開催場所	名護市役所 第 1・2 会議室		
出席者	教育長 委員（教育長職務代理者） 委員 委員	岸本敏孝 大城千代子 照屋厚 宮城恵次	教育次長 (教)総務課長 地域力推進課長 保育・幼稚園課 幼稚園担当主幹 (教)総務課総務係長 ほか担当職員
欠席者	委員	大城 享	

1 議案

- 議案第 4 6 号 名護市社会教育委員の委嘱について
- 議案第 4 7 号 名護市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第 4 8 号 令和 3 年度以降の名護市立幼稚園における複数年教育・保育及び休園・混合保育に関する考え方について
- 報告第 1 3 号 令和 2 年度 1 0 月人事異動について

2 内容

- ・議案第 4 6 号 名護市社会教育委員の委嘱について

(地域力推進課長より説明)

委員：前回より 1 人減っているが、枠は 8 人以内となっている。社会教育を進める上で、今の情勢や各地域の社会教育団体の衰退などを考えると、これは力を入れるべきだと思うので、あと 1 人増やしても良いのではないかな。

地域力推進課長：それについては、定数いっぱいの 8 人でお願いしたいところだが、人がいないという現状がある。2 年前に、その当時の委員の皆さんが長く再任していたため、そろそろ委員を降りたいという話があり、3 人は 2 年前に新しく入って貰った。その当時は 6 人だったため、更に 2 人充てようとしたが、なかなか務めていただける方がいなかった。今回についても、継続して人探しはしていき、務めていただける方がいたら、その際には教育委員会議に提出したい。

委員：現状を考えると、どうしても方向替えをするということも考えなくてはいけない。メンバーの中に女性会の方もいたが、ある程度組織の在り方や方向性の中で頭をすりよせて考え進めてかないと、年々衰退していくという現状がある。人材不足の問題ではなく、なり手がいないということがあり、そういうものに影響しているという感じがする。途中からでも良いので、適任者がいれば引っ張ってきた方が良いのではないかなと思う。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第47号 名護市公民館運営審議会委員の委嘱について

(地域力推進課課長より説明)

委員：社会教育委員と公民館運営審議会委員は同じメンバーであるが、社会教育委員だけお願いするということはできず、両方とも辞退することになるのか。大変だということであれば、1つだけということはできないのか。

地域力推進課長：会議の回数については、公民館運営審議会については年2回だが、本人がどちらも辞退ということで希望したためどちらかだけということではできなかった。

委員：自治公民館の関係者で館長から推薦して頂き、入ってもらう方法はどうか。

地域力推進課長：委員名簿の一番下に記載している方は区長の職にある。経歴自体が二見以北の青年団の方だったので、実績でお願いしていたが、今現在は区長をされているので自治公民館の館長として1人は入っている形になる。

委員：なかなか人材を増やすということも難しいということか。

地域力推進課長：はい。名桜大学の先生にもあたってみたが、県の社会教育委員になっており、多忙でできないということだった。

委員：社会教育委員の会議は年に何回ほどあるのか。

地域力推進課長：年度によって変わるが、去年は4回程度。去年は少年に関するスポーツにテーマを絞ってやっており、委員の皆さんが班編制をして会議を行ったり、スポーツ少年団の指導者にアンケート調査を行うなど、相当回数活動していた。最終的には指導者の育成と、去年あった大学のアメリカンフットボールのパワハラ問題等も踏まえ、育成者の研修も計画している。

委員：公民館運営審議会委員に関わる会議の内容はどのようなものか。

地域力推進課長：公民館運営審議会については、原則として私達が行う公民館活動の中での運営方針や、公民館講座の年間計画を見て頂き、実施後の報告で客観的な意見を頂いて、講座の開催方法のアドバイスを求めている。

委員：中央公民館で行われているサークル活動の中で割り当てをして、そこでアイデアを頂くなどすると意見や利便性が上がると思うが、それはできないのか。

地域力推進課長：サークルの皆さんへのあて職での推薦で年々人が変わるより、同じ方に継続性を持って務めて頂きたいということで、屋我地地区のPTAをしていた方や羽地地域のPTA活動で頑張った方等、関係者の皆さんが推薦した中で個人にお願いして継続して頂く形をとっている。定例的に会議も行っているのですが、その中で是非この方という方がいればお願いしたい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第48号 令和3年度以降の名護市立幼稚園における複数年教育・保育及び休園・混合保育に関する考え方について

(保育・幼稚園課幼稚園担当主幹より説明)

委員：幼稚園には校区というものはないのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：ありません。

委員：親の行かせたい幼稚園を選べるということか。例えば屋部に居住地があって、東江の幼稚園を卒業したらこの子は屋部小学校に行くことになるのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：小学校に上がる時には校区があるので、住む場所で校区が決まってくる。

委員：希望は通らないのか。例えば、東江の幼稚園を複数年出た場合は、子どもにとっては東江小学校が常に接している場所になるので、自分が行く小学校という思いになってくると思う。これは、特別な理由がない限りは屋部小学校に行くということになるのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：校区外申請ができる条件としては、幼稚園という理由は入っていない。

委員：支援児の受け皿となっている傾向があるようだが、支援を要する状態というのはどの程度なのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：ここに挙がっている支援を要するというのは、保護者の同意を得られていること。必ずしも病院からの診断書があるわけではなく、保護者の同意があって現場の先生方が必要であることを認めた場合や、学校教育課の臨床心理士の同意があれば支援員がつけられる支援児ということができる。実際は保護者の同意が得られずに現場の先生方が苦労されているというところもある。表の数字については保護者、現場の先生方、臨床心理士の先生に同意を得られた子の数が3名となっている。

委員：基本的には小学校・中学校には特別支援教育があって、幼稚園の場合それは該当しないと思うが、インクルーシブを考えたときに幼稚園は関係ないということになると、それで良いのかという1つの懸念がある。今後進めていく中で、支援児の受け皿というのが定着してくると厳しい状況になる。先程、転入してきて他の園に入れなかった場合、こちらに来ていたという状況もあり得るので、そこについても懸念がある。本来の3年保育、あるいは混合保育のやり方が問題だと大変厳しい状況となり、預かる先生方は必然的にやらざるを得ないといった傾向が心配ではないか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：既に5歳児の1年保育はそういった傾向がある。年々幼稚園児が減ってきており今は25%か26%ぐらいの就園率だが、支援児の数は増えている。支援を要する子が小学校への接続を考えると、そういった子達は幼稚園といった考えが保護者にあり、5歳児保育は既に受け皿となっている。それを現場の先生方も承知の上で、研修内容も特別支援教育に関して徐々にやっている。

委員：5歳児については、インクルーシブ的な考え方で受け入れをしないといけない状態が生まれているということか。

委員：支援を要するとあるが、どのような支援をするのか。また、知的、身体的あるいはどちらも等、どのような障がいがあるのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：知的も身体的障がいもどちらもある。今は右半身が麻痺している子がおり、次年度からは酸素が必要な子も入ってくるので支援を要する。その子達については、今は名護学院に支援員を委託しているが、看護師免許を持った方をお願い

する。

委員：学校教育で豊かな感性を育てるという考えがあるが、子ども達が一緒に行動することによって麻痺している子どもがどういう行動をして、どんな時に困っているかということを経験したり勉強できるととても良いことで、インクルーシブの中でもとても有効的だと思う。ただ、そこは別の問題として考えないと、今の傾向で支援児を預かるとなるとどんどん押し寄せてこないかという懸念があり、本来の教育、3年保育の考えとずれてくるように思う。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：去年から幼児教育の無償化が始まっている。3歳児から幼児教育に関わる保育料は無償化ということになっており、支援を要する子が少し障がいを持っているということでどこにも行けないという状況は非常にまずいのではないかと考えている。特別支援学校についても定員が5名ということで、非常に受け皿が少なく、そこと同様に支援を要する子が公立幼稚園に来ることになる。無償化なのでサービスを受ける権利は支援を要する子達にももちろんあるが、受け皿がないというのが非常にまずいことだと思っている。

委員：支援児の受け皿としての2年保育の継続となると、本来の2年保育・3年保育の姿ではないような気がする。教育というのは2年保育・3年保育の段階で育てて、小学校との繋ぎを作るというのが本来の在り方。これから先、2年保育・3年保育の継続が可能になってきて、次に預かり保育の問題等が出てくると、負担も重くなるのではないかと心配。就学前の子ども達に対して、親を含めてテストや指導をしたり、支援委員会は開かれていないのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：就学前にはやっていない。

委員：今の状態だと、市としても就学前の委員会を立てた方がいいのか、あるいは今いる支援委員会にお願いしてその判断も関係するということも考えておいた方がいい。3年保育・混合保育の場合、3歳児から5歳児の間で関わる中で切磋琢磨して社会性や集団性を身に付けていく場が必要。支援児の受け入れが主になってくると、また別の問題になるので、今後そのような傾向があるなら検討したほうが良い。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：こども家庭部として検討しているのは、0歳から5歳まで一貫した教育保育を受けさせたいということで5歳児保育を保育所で進めてきているので、本来は保育所で5歳児まで加配の先生をつけて見ていくということが1番望ましいと思う。しかし、保育所の人材不足ということもあり、預けようと思っても預けられない、保育士がいないという状況もある。その課題はこども家庭部内で共有していて、将来的に人材が確保できればもちろん0歳から5歳まで支援を必要とする子ども達も保育所で見て小学校にあげるという流れが必要だということは共通認識している。

委員：これまでの幼稚園とこれからの幼稚園というのを改革しないといけない。これまでの幼稚園の意識の中で子どもを預かろうとすると親が預けに来ないため、年々人数が減って休園になってしまう。今のように形を変えた幼稚園の在り方、複数年教育保育を受けるということは良いことだと思うが、この問題とは別個にして考えていけないといけません。

委員：小学校就学前指導で保護者とやり取りする時に、支援者をつけて欲しいという要望

がよく出る。しかし、学校ではそれに対して、1人のために支援者を付けるわけではなく、クラス全体に対して支援者が必要だから支援者を置くことを伝える。その支援者は当然その子や他の子どもとの関わりも見ていくが、付きっきりで介護者のようにずっと付くことはあり得ないということを明確にしていかなないと、支援者がいくらでも必要になり、理解のずれが生じるのではないかと思う。

委員：介護者ではなく支援者であり、支援するというのは1人ではなく周囲の子ども達に及ぼす影響というものも支援者が掲げなければいけない。介護ではなく教育。そこがずれている感じがするのでせつかく3年保育という幼稚園の形を変えた良い面が、潰れてこないかという感じがする。

委員：医療が必要な子どもが学校に入ってきて、学校では医療する事はできないということが前提。養護教諭も医療的行為は、手を施してはいけないということがこれまでの前提なので、そういった子どもたちが学校に上がってくると厳しくなってくるのではないか。

教育長：学校に入ると、個別の教育支援計画を作って、学校保護者・医療関係者等を集めてチームを作り、その子に対する教育の在り方を検討していこうと支援計画を作っていく。30年に法改正されて支援計画を作ることが義務化されてきているのでその繋ぎでも医療と保育を繋げていくということが今後出てくると思う。

委員：これが課題だと思う。駐車場がないというのは別の証明であって、それは取り除く方法を考えないといけませんが、本来の複数年教育・混合教育の在り方を守っていかないとやる意味が薄れていくのではないか。インクルーシブの流れから小学校・中学校もそうだが、医療を要する子どもでも普通学級に行かせたいという強い要望を持った保護者の方々はいるので、それが子どもにとっての教育として良いのかどうか、価値観の問題ではあるが、学校という組織、学校という社会性、学校という集団性がある中でそれが良いのかどうか考えなくてはならない。

委員：これからは様々な形があっても良いと思うが、きちんとこの子を育てていけるという環境を作っていかないと何も無い中ではやりづらいのではないかと思う。あと一点、大宮幼稚園で4年間やっていて、今回東江幼稚園となっているが、もう大宮幼稚園は全くやらないということなのか。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：はい。大宮校区の子だけではないが、4年間とも10名前後はいる。将来的に3年保育や預かりのことを考えると、大宮の運動場がとても狭くて2時以降は小学校の体育の授業などで全部使うことになるので、どうしても駐車場のことに関しては2時あとの利用の問題が解決できないため厳しい。

委員：保護者から続けて欲しいという声があるが大丈夫か。

保育・幼稚園課幼稚園担当主幹：続けて欲しいというのは保護者の意見としてあるが、そこは理解して頂くしかない。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・報告第13号 令和2年度10月人事異動について

((教)総務課長より説明)

委員：これは採用になるのか。

(教)総務課係長：新型コロナウイルス感染症対策のための異動で5月に辞令を出した際には、市長部局に出向ということで辞令を出していたので、一度教育委員会からは離れた。そして対応していた業務が落ち着いたことにより、市長部局からは出向という形で委員会に戻ってくるが、こちらは市長部局から改めて受け入れるため採用という形になる。

(採決の結果、原案どおり承認)

名護市教育委員会会議規則第26条の規定により署名する。

(会議録署名人)

教育長 岸本 敏孝

作成職員 津波 みず希